

令和7年度「蟹取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務委託プロポーザル審査要領

令和7年度「蟹取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務を実施するにあたり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

- (1) 審査会の名称
- (2) 令和7年度「蟹取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）
- (3) 構成人数
審査員の人数は5名とし、鳥取県職員以外の有識者を含むものとする。
- (4) 開催条件
審査会は、審査員の3分の2以上が出席しなければ開催できない。

2 審査の進め方

- (1) 提出された企画提案書等について提案者によるプレゼンテーション（審査会）及び提案者との質疑応答を行う。
- (2) 参加申込者が多数（7者以上）の場合には、令和7年4月11日（金）から同月14日（月）までの間に書類審査を実施し、プレゼンテーション（審査会）に参加する提案者を決定する。

<スケジュール予定>

- | | |
|----------|--|
| 4月10日（木） | 企画提案書の提出期限 |
| 4月11日（金） | 書類審査（参加申込者が7者以上の場合のみ） |
| 4月14日（月） | プレゼンテーション（審査会）の案内送付
（書類審査の実施時には審査結果を報告） |
| 4月17日（木） | プレゼンテーション（審査会）の実施 |

3 選定方法

- (1) 令和7年度「蟹取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務委託審査表（以下「審査表」という。）に基づいて、各審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議により順位を決定する。
- (2) (1)により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議による順位を決定する。

4 審査項目

審査表のとおりとする（5段階評価、項目ごとに比重が異なる。）。

令和7年度「蟹取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務委託審査表

	評価項目及び判断基準	係数	得点配分
企画内容 (80点)	優れた企画力(全体) ・企画の内容は、蟹取県及び本キャンペーンの認知度向上、観光誘客の促進という目的に沿ったものになっているか。 ・適切なコンセプト設定の元、話題性のある効果的な情報発信が図れる企画内容となっているか。 ・過去に既に実施した案、他団体が実施した案ではないか。	×4	20点
	全国的なメディア露出を目的としたPRイベント(都内)の実施 ・首都圏をはじめ全国に向けた情報発信及びメディア誘致を期待できる企画内容となっているか。 ・メディア露出を通じて、鳥取県への旅行需要創出につながる企画内容となっているか。 ・メディア(全国的テレビ局等のマスメディア)との確実なリレーションを有しているか。	×4	20点
	認知度向上と観光誘客を促す企画の実施 ・実際の観光誘客を促すための、実効性のある、魅力的な企画内容となっているか。 ・話題性があり、県外での認知度向上を図れる企画内容となっているか。	×5	25点
	SNS・ウェブ等での拡散性 ・SNS・ウェブ等での拡散が期待できる内容となっているか。 ・ターゲット適正を踏まえた仕掛け・工夫がされているか。	×2	10点
	パンフレットやWEBサイトのデザイン案 ・企画したキャンペーンの魅力が伝わるようなデザイン案(方針)となっているか。 ・鳥取のカニの魅力が伝わるようなデザイン案(方針)となっているか。	×1	5点
類似業務の実績 (10点)	・過去5年以内に類似業務を受託し、優れた実績を上げているか。	×2	10点
業務遂行体制 (5点)	・同様の業務経験を有する人員体制を有しているか。 ・業務を柔軟かつ確実に遂行できる体制となっているか。	×1	5点
効果測定の方法 (5点)	・適切な手法となっているか。	×1	5点
個人情報の漏えい等の有無 (-5点)	・過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。	×1	—
合計			100点

<評価方法>

●企画内容、類似業務の実績、業務遂行体制、効果測定の方法

評価項目ごとに各5点満点とし、それぞれ係数を乗じた点数を各項目の得点とする。
各項目の得点を合計した得点を当該審査委員の得点とし、各審査委員の得点の合計を当該企画書の得点とする。
なお、評価基準は次のとおりとし、原則として絶対評価により評価する。

【得点：評価基準】

5点：非常に優れている / 4点：優れている / 3点：標準的である / 2点：劣る / 1点：非常に劣る

●個人情報の漏えい等の有無

「個人情報の管理に係る申告書」の記載内容を基に、個人情報の漏えい等の発生原因が、受託者の瑕疵や契約違反による場合は「有」と判定し、減算する。

【得点：評価基準】

-5点：個人情報の漏えい有 / 0点：個人情報の漏えい無